

一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

令和2年3月30日

一関地区広域行政組合規則第3号

一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例（令和2年一関地区広域行政組合条例第2号）の施行期日は、令和2年4月1日とする。